



県 章

滋賀県公報

令和 8 年（2026 年）
8 月 7 日
第 740 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 告 示

※建築基準法に基づく建築物の形態規制の一部改正（建築開発課）	1
公金事務の委託（森林政策課）	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出（障害福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）	2
道路区域の変更（道路保全課）	2
道路の供用開始（道路保全課）	3

○ 公 告

令和 8 年度クリーニング師試験実施公告（生活衛生課）	3
令和 8 年度職業訓練指導員試験実施公告（労働雇用政策課）	5
所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（補正）の公告（農政課）	8
県営土地改良事業変更計画決定公告（農村振興課）	8
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（建築開発課）	9

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（東近江）	9
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（南部）	9

○ 公 安 委 員 会 公 告

猟銃等講習会開催公告（生活安全企画課）	9
技能講習開催公告（生活安全企画課）	11

告 示

滋賀県告示第347号

平成16年滋賀県告示第77号（建築基準法に基づく建築物の形態規制）の一部を次のように改正し、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）の施行の日から施行する。

令和 8 年 8 月 7 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

第 1 項中「第52条第 1 項第 8 号」を「第52条第 1 項第 9 号」に改める。

滋賀県告示第348号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営（有）林の木材の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 8 年 8 月 7 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称 滋賀県森林組合連合会
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市大萱四丁目17番30号
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 県営（有）林の木材の販売に係る販売代金

- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和6年9月10日
5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年7月30日

滋賀県告示第349号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
はばたき	彦根市平田町105-7	特定非営利活動法人NPO ぽぽハウス	彦根市平田町107-11	児童発達支援	2550200030	令和8.9.1

滋賀県告示第350号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和8年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
シオン訪問看護ステーション	大津市桜野町一丁目3-25 グリーン西大津E棟102号	訪問看護	—	令和8.8.1

滋賀県告示第351号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和8年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	ユタカ薬局能登川佐野	東近江市佐野町198番地1	薬局	岸本悦臣	令和8.8.1

滋賀県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和8年8月7日から令和8年8月21日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月7日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
			変更後	最小15.5m }	217.9m	道路改良工事（歩道整備）に伴う道路区

県道	彦根八日市甲西線	愛知郡愛荘町安孫子字御堂 908番3地先から		最大 21.1m		域の変更
		愛知郡愛荘町安孫子字上横田 833番2地先まで	変更前	最小 13.5m } 最大 18.6m	217.9m	
	甲南阿山線	甲賀市甲南町杉谷字道ノ下 1800番1地先から 甲賀市甲南町杉谷字道ノ下 4494番地先まで	変更後	最小 8.5m } 最大 11.6m	188.1m	道路改良工事 （迂回路撤去）に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
			変更前	最小 8.5m } 最大 15.2m	188.5m	
				最小 8.5m } 最大 10.6m	188.1m	
	飯浦大音線	長浜市木之本町田居字前畑 100番1地先から 長浜市木之本町大音字堂前 1631番地先まで	変更後	最小 6.5m } 最大 26.1m	155.5m	国道8号賤ヶ岳橋架替工事に伴う道路区域の変更
			変更前	最小 6.5m } 最大 34.7m	89.7m	

滋賀県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
この関係図面は、令和8年8月7日から令和8年8月21日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年8月7日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
木之本高月線	長浜市高月町雨森字森前231番1地先から 長浜市高月町雨森字森前228番1地先まで	令和8.8.7 9時	L=82.0m
飯浦大音線	長浜市木之本町田居字前畑100番1地先から 長浜市木之本町大音字堂前1631番地先まで	令和8.8.7	L=155.5m

公 告

令和8年度クリーニング師試験実施公告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和 8 年 8 月 7 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 試験日時および場所

日時 令和 8 年 11 月 18 日（水）午前 10 時から（試験予備日：令和 8 年 11 月 19 日（木））

場所 滋賀県庁 大津市京町四丁目 1－1

2 試験科目

学 科 試 験	実 技 試 験
衛生法規に関する知識 公衆衛生に関する知識 洗たく物の処理に関する知識	洗たく物の処理に関する技能

3 受験資格 次のいずれかに該当する者が受験できる。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

(2) クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第 5 項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書（県所定のもの）

イ 履歴書（県所定のもの）

ウ 受験者が 3 に掲げる受験資格を有することを証する書類

卒業証書等の写しにあっては、原本も持参すること。

なお、卒業証書等に記載された氏名が現氏名と異なる場合は、戸籍抄本等（出願日前 6 か月以内のもの）を持参すること。

エ 写真（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、脱帽、正面上半身の写真で出願日前 6 か月以内に撮影したものとし、その裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの）

(2) 受験手数料 8,200円（キャッシュレス決済（大津市保健所を除く。）またはウェブ事前登録方式コンビニ決済による。）

(3) 受験願書の提出期間 令和 8 年 9 月 28 日（月）から令和 8 年 10 月 2 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、原則として、本人または代理人が持参すること。

なお、郵送の場合は、令和 8 年 10 月 1 日（木）の消印のあるものまでを有効とする。

(4) 受験願書の提出先

ア 持参の場合 県内において居住し、または就業している者は、その住所地または就業地を所管する各健康福祉事務所（各保健所）または大津市保健所に提出すること。これ以外の者は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課に提出すること。

イ 郵送の場合 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課に提出すること。

(5) 受験願書等の交付 各健康福祉事務所（各保健所）、大津市保健所および滋賀県健康医療福祉部生活衛生課において交付する。また、滋賀県のホームページからダウンロードすることもできる。

5 合格発表 令和 8 年 12 月 11 日（金）午前 9 時から 1 か月間、県庁前掲示板、各合同庁舎（大津合同庁舎および木之本合同庁舎を除く。）の行政情報コーナー、各健康福祉事務所（各保健所）および大津市保健所に合格者の受験番号を掲示する。また、滋賀県のホームページにも合格者の受験番号を掲載する。

なお、電話による問合せには、応じない。

6 試験結果の本人への提供 口頭による試験結果の提供の求めは、次に定めるところにより本人に限り行うことができる。

(1) 期間 令和 8 年 12 月 11 日（金）から令和 9 年 1 月 8 日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日および令和 8 年 12 月 28 日（月）から令和 8 年 12 月 31 日（木）までの日を除く。）

(2) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 場所 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 大津市京町四丁目 1－1 滋賀県庁新館 2 階

(4) 持参するもの クリーニング師試験受験票

(5) 提供する内容 科目別得点および総合得点

(6) その他

ア 提供を求めることができる試験結果は、本人のものに限る。

イ 電話による問合せには、応じない。

7 問合せ先

滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 大津市京町四丁目 1-1 電話 077-528-3641

滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）生活衛生係 草津市草津三丁目14-75 電話 077-562-3549

滋賀県甲賀健康福祉事務所（甲賀保健所）生活衛生係 甲賀市水口町水口6200 電話 0748-63-6149

滋賀県東近江健康福祉事務所（東近江保健所）生活衛生係 東近江市八日市緑町8-22 電話 0748-22-1266

滋賀県湖東健康福祉事務所（彦根保健所）生活衛生係 彦根市和田町41 電話 0749-21-0284

滋賀県湖北健康福祉事務所（長浜保健所）生活衛生係 長浜市平方町1152-2 電話 0749-65-6664

滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所）地域保健福祉・衛生係 高島市今津町今津448-45 電話 0740-22-3552

大津市保健所保健総務課 大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 1 階 電話 077-522-6756

令和 8 年度職業訓練指導員試験実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和 8 年 8 月 7 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 試験を実施する職種 園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発変電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科
- 2 試験の科目 学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導および職業訓練関係法規）
- 3 試験の免除 実技試験または学科試験において、試験の全部または一部の免除を受けることができる者は別表のとおり
- 4 受験資格
 - (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
 - ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者
 - イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第45条の2第2項または第3項に規定する者
 - (2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - ア 拘禁刑（※）以上の刑に処せられた者
- ※ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役および同法第13条に規定する禁錮を含む。
- イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 5 試験日時 令和8年10月9日（金）午前10時30分から正午まで
- 6 試験場所 滋賀県庁東館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号

7 受験手続

- (1) 受験手続は電子申請または書面申請で行うことができる。

ア 電子申請の場合における受験申請書類 写真（申請前 6 か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽の写真で、縦560px×横420px 解像度350dpi 程度のデータ）および受験資格を有していることを証明する書類

※ 電子申請は、滋賀県ホームページの職業訓練指導員試験サイトから「しがネット受付サービス」に接続し、申込画面の指示に従い、受験申請書および履歴書の作成ならびに写真および証明書のアップロードを行うことができる。

イ 書面申請の場合における受験申請書類 受験申請書（受験票および写真票を含む。）、履歴書、写真 2 枚（申請前 6 か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽の写真で、縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの）、受験資格を有していることを証明する書類および受験票送付のための 85 円切手 1 枚（実技試験および学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）は受験票の交付は行わないので切手不要とする。）

※ 書面申請は、(3)に示す申請書類の提出先に電話等で連絡の上で申請書類を持参すること。

※ 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

- (2) 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、別表の左欄に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。

- (3) 申請書類の提出先 滋賀県商工労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-3755

- (4) 申請書類の提出期間

ア 電子申請の場合 令和 8 年 9 月 1 日(火)午前 9 時から令和 8 年 9 月 14 日(月)午後 5 時まで

イ 書面申請の場合 令和 8 年 9 月 1 日(火)から令和 8 年 9 月 14 日(月)まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

- (5) 受験手数料 3,100 円

※ 電子申請の場合、しがネット受付サービスによるクレジットカード決済をすること。

※ 書面申請の場合、申請書類提出の際にキャッシュレス決済をすること。

※ 全免除者は、手数料は不要とする。

※ 納付された手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

- (6) 受験票の交付 電子申請の場合は、受験申請書類の提出期間終了後にメールで送付する。書面申請の場合は、受験申請書類の提出期間終了後に郵送する。

- (7) 全免除者の受験手続 全免除者の受験手続は、(4)の申請書類の提出期間に限らず、通年で行うことができる。また、全免除者は、受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。この場合において、全免除者は(1)および(2)の書類と併せて、職業訓練指導員免許申請書を提出するとともに、免許交付手数料を納付するものとする。職業訓練指導員免許申請書および免許申請手数料については、滋賀県ホームページの労働雇用政策課申請書等一覧 (<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302869/104110.html>) を確認すること。

なお、全免除者の受験申請書を受理した場合は、(6)の受験票の交付は行わない。

- 8 合否判定の基準 学科試験のうち指導方法について満点の 6 割以上の得点がある場合に合格とする。

- 9 合格発表 令和 8 年 11 月 6 日(金)に合格者の受験番号を滋賀県公報で公示するとともに、合格者本人宛てに通知する。全免除者の合格発表は、本人宛ての通知のみを行う。

なお、口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

- (1) 期間 令和 8 年 11 月 6 日(金)から令和 8 年 12 月 4 日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

- (2) 時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

- (3) 場所 滋賀県商工労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁東館 4 階

- (4) 持参するもの 職業訓練指導員試験受験票および本人であることを証明する書類（運転免許証など）

- (5) 開示する内容 得点

- (6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。電話等による問合せには、一切応じない。

10 その他

- (1) 受験申請書は、滋賀県商工労働部労働雇用政策課、県内各合同庁舎および県内各職業能力開発施設において交付する。

- (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、1 部の場合は切手 180 円分を同封の上、2 部以上の場合は問合せの上、滋賀県商工労働部労働雇用政策課に申し込むこと。

(3) 試験についての問合せ先 滋賀県商工労働部労働雇用政策課 電話 077-528-3755

別表

免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲
免許職種に関し、1 級の技能検定または単一等級の技能検定に合格した者（バルコニー施工または電子回路接続の技能検定に合格した者を除く。）	実技試験の全部および学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2 級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法および関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科または専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科または専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者であつて、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程または特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程または特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学または高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる	規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

者	
規則第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（補正）の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知することができない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請（補正）があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年8月7日

滋賀県知事 三日月大造

1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 彦根市野良田町字名田101番および彦根市野良田町字一水口132番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 859㎡および1,044㎡
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 当該農地は、耕作予定者が管理し、水稻栽培を行っている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定後は、耕作予定者に申請農地を貸し付け、水稻等の栽培を行う。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は彦根市の地域計画の区域内の農地であり、耕作予定者が当該農地を担う者とされていることから、農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱要領第3の規定に基づく基準に適合する。

5 希望する利用権の始期等

- (1) 始期 令和9年1月1日
- (2) 存続期間 5年
- (3) 借賃に相当する補償金の額 945円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和8年8月14日（金）
- (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815
- (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

（この公告は、令和8年7月24日付け所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告に係る申請について、借賃に相当する補償金の額が補正されたことに伴って行うものです。）

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営入江Ⅴ期地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和8年7月27日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年8月7日

滋賀県知事 三日月大造

1 縦覧に供する書類 県営入江Ⅴ期地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）変更計画書の写し

2 縦覧場所 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課および米原市経済環境部農政課

なお、滋賀県のウェブサイト（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/351696.html>）でも閲覧することができる。

3 縦覧期間 令和8年8月7日から令和8年9月7日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和 8 年 9 月 22 日までに審査請求をすることができる。

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 8 年 8 月 7 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
犬上郡豊郷町高野瀬 64－5 株式会社大栄運送 代表取締役 西村克則	愛知郡愛荘町岩倉字狭間 926 番 1 外 4 筆	9, 019. 43㎡	令和 8. 7. 29	6597

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第 10 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 8 年 8 月 7 日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護事業所まごころ	東近江市東沖野二丁目 4－3	株式会社まごころ 代表取締役 上田裕	甲賀市水口町山 3938 番地 41	訪問看護	令和 8. 8. 1	2560590248

滋賀県南部健康福祉事務所告示第 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 8 年 8 月 7 日

滋賀県南部健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
訪問介護ステーション悠ライフ草津	草津市川原二丁目 10 番 9 号 セルフイーユ川原 103 号	株式会社 My Nursing	岐阜県岐阜市月ノ会町一丁目 12 番地 30	居宅介護 重度訪問介護	令和 8. 8. 1	2510601251

公安委員会公告

猟銃等講習会開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定により、令和 8 年度（下半期）の猟銃等講習会を次のとおり開催する。

令和 8 年 8 月 7 日

滋賀県公安委員会委員長 上 田 健 一 郎

1 受講対象者

- (1) 初心者講習会 滋賀県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定により猟銃または空気銃（以下「猟銃等」という。）の所持許可を受けようとするもの（現に猟銃等の所持許可を受けている者ならびに②イおよびウに掲げる者を除く。）
- (2) 経験者講習会 滋賀県内に住所を有する者で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
ア 現に猟銃等の所持許可を受けている者であって、法第4条第1項第1号の規定により新たに他の猟銃等の所持許可を受けようとするものまたは法第7条の3第2項の規定による猟銃等の許可の更新を受けようとするもの（法第9条の3第1項に規定する猟銃等射撃指導員および許可または更新の申請の際有効な講習修了証明書を所持する者を除く。）
イ 法第4条第1項第1号の規定により猟銃等の所持許可を受けようとする者のうち、海外旅行、災害等法令で規定するやむを得ない事情により猟銃等の許可更新を受けることができなかった者で、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しないもの
ウ 法第4条第1項第1号の規定により猟銃等の所持許可を受けようとする者のうち、災害により許可済猟銃等を亡失し、または滅失した者で、当該許可猟銃等の所持許可が効力を失った日（当該災害によるやむを得ない事情により、同号の規定による所持許可を受けることができなかった者にあつては、当該事情がやんだ日）から起算して1月を経過しないもの

2 講習会の日時、場所および定員

- (1) 初心者講習会 別表1のとおり
- (2) 経験者講習会 別表2のとおり

3 講習科目等および時間

- (1) 初心者講習会
猟銃および空気銃の所持に関する法令 3時間
猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱い 2時間
筆記による考査 1時間
- (2) 経験者講習会
猟銃および空気銃の所持に関する法令 2時間
猟銃および空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 講習修了証明書の交付

- (1) 初心者講習会 講習終了後、考査の結果、得点が45点以上（50点満点）の者に対して講習修了証明書を交付する。
- (2) 経験者講習会 受講者に対しては、講習修了証明書を交付する。

5 受講の申込み 受講を希望する者は、講習開催日の1週間前までに、住所地を管轄する警察署を経由して滋賀県公安委員会に講習の受講を申し込むこと。

6 手数料 受講申込みをするときに、次に掲げる額の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。

- (1) 初心者講習会 6,900円
- (2) 経験者講習会 3,000円

7 初心者講習会考査結果の提供 初心者講習会の考査結果については、考査の受験者本人に限り、口頭によりその得点に係る情報の提供を受けることができる。ただし、電話による考査結果の提供は受け付けない。

- (1) 提供の方法 考査結果の提供を希望する場合は、受験者本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、②の期間中午前9時から午後5時までの間に、③の場所において行う。
- (2) 受付期間 合格発表の日から1月間（土曜日、日曜日および祝日を除く。ただし、考査実施の当日については、この限りでない。）
- (3) 提供の場所 考査実施の当日は当該考査実施の場所とし、考査実施の日の翌日からは滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。

8 注意事項

- (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が定員に達した場合は受付を締め切る。
- (2) 講習日における遅刻および早退は認めない。
- (3) 受講者は、講習当日、筆記具を持参すること。
- (4) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表 1

初 心 者 講 習 会 日 程 表

(令和 8 年度 下半期)

年 月 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定員
令和 8 年11月28日(土)	9 時30分から17時まで	滋賀県警察本部 大津市打出浜 1 番10号	40人
令和 9 年 1 月13日(水)	9 時30分から17時まで	米原警察署 米原市米原1092番地	30人
令和 9 年 3 月 3 日(水)	9 時30分から17時まで	滋賀県警察本部 大津市打出浜 1 番10号	40人

別表 2

経 験 者 講 習 会 日 程 表

(令和 8 年度 下半期)

年 月 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定員
令和 8 年10月15日(木)	13時30分から16時30分まで	高島警察署 高島市今津町中沼二丁目 4 番地	30人
令和 8 年11月19日(木)	13時30分から16時30分まで	彦根警察署 彦根市古沢町660番地 3	30人
令和 8 年12月10日(木)	13時30分から16時30分まで	米原警察署 米原市米原1092番地	30人
令和 9 年 1 月21日(木)	13時30分から16時30分まで	草津警察署 草津市野村三丁目 1 番11号	30人
令和 9 年 2 月 4 日(木)	13時30分から16時30分まで	近江八幡警察署 近江八幡市土田町1322番地 1	30人
令和 9 年 3 月13日(土)	13時30分から16時30分まで	滋賀県警察本部 大津市打出浜 1 番10号	40人

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和 8 年 8 月 7 日

滋賀県公安委員会委員長 上 田 健 一 郎

- 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第 8 号。以下「規則」という。）第 8 条第 1 項のライフル銃等射撃講習（以下「技能講習」という。）を受けようとするもの
- 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり
- 技能講習科目および時間
 - 猟銃の操作
 - 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - 猟銃の点検
 - 実包の装填および抜出しその他実包の取扱い
 - 射撃の姿勢および動作
 - 猟銃の射撃 固定標的に対する射撃
 - 技能講習の時間 おおむね 3 時間
- 技能講習修了証明書の交付 規則第 6 条、第 8 条および第 9 条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。
- 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署を経由して滋賀県

公安委員会に講習の受講を申し込むこと。

6 手数料 受講申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。

7 注意事項

- (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。
- (2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。
- (3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包10個（適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。
- (4) 射撃に関する講習に際しては、必要により10回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。
- (5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和 8 年10月～12月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	10月 9 日(金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	9 月25 日(金)
2	10月23 日(金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	10月 9 日(金)
3	11月20 日(金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	11月 6 日(金)
4	11月27 日(金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	11月13 日(金)
5	12月11 日(金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	11月27 日(金)
6	12月25 日(金) 午後 1 時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	12月11 日(金)

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和 8 年 8 月 7 日

滋賀県公安委員会委員長 上 田 健 一 郎

- 1 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第 8 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項の散弾銃射撃講習または第 8 条第 1 項のライフル銃等射撃講習（以下これらを「技能講習」という。）を受けようとするもの。
- 2 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり
- 3 技能講習科目および時間
 - (i) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検
 - ウ 実包の装填および拔出しその他実包の取扱い

エ 射撃の姿勢および動作

(2) 猟銃の射撃

ア 散弾銃射撃講習 飛しょうする標的に対する射撃

イ ライフル銃等射撃講習 固定標的に対する射撃

(3) 技能講習の時間 おおむね 3 時間

4 技能講習修了証明書の交付 規則第 6 条から第 9 条までに定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習終了証明書を交付する。

5 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署を経由して滋賀県公安委員会に講習の受講を申し込むこと。

6 手数料 受講申込みをするときに、14,000 円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。

7 注意事項

(1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。

(2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。

(3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包（散弾銃は通称 7.5 号以下の散弾 25 個、ライフル銃等は 10 個、適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。

(4) 射撃に関する講習に際しては、必要により散弾銃は 25 回以上、ライフル銃等は 10 回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。

(5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和 8 年 10 月～12 月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	10月13日(火) 午前 9 時 30 分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6 人	9 月 29 日(火)
2	10月13日(火) 午後 1 時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	9 月 29 日(火)
3	10月27日(火) 午前 9 時 30 分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6 人	10月13日(火)
4	10月27日(火) 午後 1 時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	10月13日(火)
5	11月10日(火) 午前 9 時 30 分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6 人	10月27日(火)
6	11月10日(火) 午後 1 時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	10月27日(火)
7	11月24日(火) 午前 9 時 30 分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6 人	11月10日(火)
8	11月24日(火) 午後 1 時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3 人	11月10日(火)

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和 8 年 8 月 7 日

滋賀県公安委員会委員長 上 田 健 一 郎

- 1 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第 8 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項の散弾銃射撃講習（以下「技能講習」という。）を受けようとするもの
- 2 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり
- 3 技能講習科目および時間
 - (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検
 - ウ 実包の装填および抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢および動作
 - (2) 猟銃の射撃 飛ばしうする標的に対する射撃
 - (3) 技能講習の時間 おおむね 3 時間
- 4 技能講習修了証明書の交付 規則第 6 条、第 7 条および第 9 条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。
- 5 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署を経由して滋賀県公安委員会に講習の受講を申し込むこと。
- 6 手数料 受講申込みをするときに、14,000 円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。
- 7 注意事項
 - (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。
 - (2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。
 - (3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包25個（通称7.5号以下の散弾に限る。また、適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。
 - (4) 射撃に関する講習に際しては、必要により25回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。
 - (5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和 8 年10月～12月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	10月 8 日(木) 午後 1 時	京都府宇治市西笠取引 坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	9 月24日(木)
2	11月12日(木) 午後 1 時	京都府宇治市西笠取引 坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	10月29日(木)
3	12月10日(木) 午後 1 時	京都府宇治市西笠取引 坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	11月26日(木)